

国土建第74号
令和元年5月7日

一般社団法人日本電設工業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



改元に伴う建設業許可事務ガイドラインの改正について（通知）

本年5月1日に元号が「令和」に改められることに伴い、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月5日国土建第8号）を発出し、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて通知したところです。

今般、「建設業許可事務ガイドライン」（平成13年国総建第97号）に規定されている様式について、「平成」を「令和」に改める等、改元に伴う改正及び所要の措置を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。なお、運用については下記と併せて、「建設業許可等に係る改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（平成31年4月5日国土建第8号）の通知内容を原則としておりますので併せて遺漏のないよう措置願います。

記

1. 今回改正を行った様式について

- ・建設業許可事務ガイドライン（平成十三年国総建第97号）
別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5、別紙6、別紙7、別紙8及び別紙9
【別添1】【別添2】

2. 改正の内容について

- ・1. の様式について、「平成」を「令和」に改正するとともに、元号を表す記号を追加すべきところには「R」を加えた。また、本文について表現の適正化などの所要の措置を行った。

3. 経過措置について

- ・5月7日以降であっても、改正前の様式を用いた申請は有効とする。この場合においては、①のように修正を行う等の対応を行うほか、②のような記載であっても有効であるものとする。



- 令和
- ①「~~平成~~元年 5月 8日」
 - ②「平成31年 5月 8日」

・改正後の様式において「令和 年 月 日から令和 年 月 日まで」と期間を記載する必要がある部分について、起点日が平成である場合は、③のように修正を行う等の対応を行うほか、④のような記載であっても有効であるものとする。

- 平成
- ③「~~令和~~31年4月1日から令和2年3月31日まで」
 - ④「令和 元年4月1日から令和2年3月31日まで」

また、改正前の様式を利用し提出を行うことも有効とし、⑤のように修正を行う等の対応を行うほか、⑥のような記載であっても有効であるものとする。

- 令和
- ⑤「平成31年4月1日から~~平成~~ 2年3月31日まで」
 - ⑥「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」

以上

建設業許可事務ガイドラインについて

【別添1】【別添2】は以下をクリック

<http://itsys.jeca.or.jp/system/admin/datac/9/kokudokendai7402gou.pdf>